

Q(1) 配置予定管理技術者の業務実績について

『発注機関情報：国或いは地方公共団体であること』と有りますが  
地方共同法人 日本下水道事業団（J S）発注の実績は当件の要件を満たしますか。

A. 地方共同法人は地方公共団体が主体となって業務運営を行っており、地方公共団体に  
準ずるものとして認めます。

Q(2) 配置予定管理技術者及び照査技術者の雇用証明書類について

弊社の健康保険被保険者証には事業所名称（所在地）の記載がありません。  
※健康保険組合による加入の為  
事業所名称（所在地）の記載が有る  
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しの提出で宜しいでしょうか。

A.お見込みのとおりです。

Q(3) 配置予定管理技術者の業務実績について

業務キーワード（右欄の内、最低どれか1つを含むこと）  
ストックマネジメント、リスク評価、耐震化対策、長寿命化計画、機能診断  
上記の記載がありますが同種業務（管路ストックマネジメント）の実績かつ業務キーワー  
ドが必要なのでしょうか。  
業務キーワードが有れば実績として認められるのでしょうか。

A.公告に記載の実績要件を満たせば実績と認めます。

業務キーワードについても、公告に記載のキーワードの内、最低どれか一つを含めば実績  
として認めます。